

「消費税額とみなされない額」に要注意

I インボイス制度導入に伴う 会計上の留意点

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士 山澤 伸吾

【この章のエッセンス】

- インボイス制度導入後は、免税事業者からの課税仕入れについては経過措置を除いて仕入税額控除ができず、企業にとつての負担となり損益に影響を及ぼすことになる。
- 仕入税額相当額のうち消費税額とみなされず仕入税額控除ができないう額の会計処理は、現行の会計基準等において明らかでないため、企業は消費税額とみなされない額に係る会計処理を検討する必要がある。

はじめに

2023年10月1日より、消費税および地方消費税（以下、「消費税等」

という）における仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入された。当該仕入税額控除の方式の変更は12月決算会社において当事業年度中の変更であるが、企業によっては大きな負担となり損益への重要な影響が生じる場合があると考えられる。

そこで、本章では、12月決算会社がインボイス制度のもとで他の事業者から財またはサービスの提供を受けた場合における、消費税等に係る会計上の留意事項を解説する。

文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

インボイス制度の概要

(1) インボイス制度導入前の仕入税額控除

消費税等は売上げ（課税資産の譲渡等）に課されるものであるが、課税事業者が納付すべき消費税等の税額は、税負担の累積を防止するため課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）して計算することとされている。インボイス制度導入前は、仕入税額控除において課税仕入れに係る仕入先について要件はなかったため、消費税等が課されていない免税事業者からの課税仕入れについても仕入税額控除が認められていた。すなわち、従来は課税仕入れに係る

支払対価の額に消費税相当額が（とれだけ）含まれているかにかかわらず、仕入税額控除が認められていた。

(2) インボイス制度導入後の仕入税額控除

インボイス制度導入後は、仕入税額控除における課税仕入れ等に係る消費税額は、原則として適格請求書発行事業者が交付する適格請求書（インボイス）に記載された消費税額に基づき算出されることになる。これにより、インボイスを保存していない場合には課税仕入れについて仕入税額控除における課税仕入れ等に係る消費税額はないこととされ、原則として仕入税額控除は認められないこととなった。

ここで、インボイスを交付することができず適格請求書発行事業者になるには、登録申請が必要であるが課税事業者でなければならず、免税事業者のままでは登録できない。すなわち、インボイス制度導入後はインボイスを交付できない免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額控除が認められないこととなる。また、仕入先が課税事業者であっても、適格請求書発行事業者として登録を受けていない事業者からの課税